

はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師の正しいかかり方

◆健康保険が使えるのは一定の条件を満たす場合に限られますのでご注意ください◆

- (1). 慢性病であって医師による適当な治療手段のないものであり、医師が医学的所見に基づき施術を必要と認めた場合（医師の「同意書」または「診断書」が必要）に限り健康保険を使うことができます。

本人が希望して施術を受ける場合は、「健康保険」の対象とはなりません。

◆医師の同意の有効期限は次のとおりです◆				(★1：初療が平成30年9月30日までの施術は翌々月) (★2：初療が平成30年9月30日までの施術は3ヶ月)
1回目の 施術	医師の同意を 受けた日	月の1日～15日の場合	5か月(★1)後の末日まで有効	
		月の16日～末日の場合	6か月(★2)後の末日まで有効	
	- ただし、医師の同意書から1か月以上経過して1回目の施術を受けた場合は、同意書の6か月(★2)後まで有効となります。 - 変形徒手矯正術は、1回目の施術日から1か月間有効となります。(1か月毎に同意書が必要)			
医師の 再同意書 (※1)	医師の同意を 受けた日	月の1日～15日の場合	同上	
		月の16日～末日の場合	同上	
	変形徒手矯正術は、医師の再同意日から1か月間有効となります。(1か月毎に同意書が必要)			

※1. 初療の日から6か月(★2)を経過した時点で更に治療を受ける場合は、再度、医師の施術同意が必要となります。

- (2). 具体的に下記の「病気」や「症状」が健康保険の対象となります。

《 はり・きゅうの場合 》	《 あん摩・マッサージ・指圧の場合 》
◆神経痛 ◆リウマチ ◆頸腕症候群 ◆五十肩 ◆腰痛症 ◆頸椎捻挫後遺症	◆筋麻痺 ◆関節拘縮
慢性的な疼痛のある疾病に対し、<u>医師による適正な治療手段がなく、治療上の効果があると医師が認めた場合に限り対象となります。</u>	- あん摩・マッサージ・指圧は病名によることなく、症状に対する治療が対象となります。 - 筋肉が麻痺して自由に動けない等の症状が対象となります。(疲労回復や疾病予防などは、健康保険の使用不可)

◆施術費用は一旦全額自己負担(療養費申請により償還払い)となります◆

療養費は保険者がやむを得ないと認めた場合に支給されるものであり、支給を約束されたものではありません。

【償還払い】とは・・・施術費用を受療者が窓口で『全額』支払い、後日「ユニグループ健保」へ療養費申請。ユニグループ健保にて審査後、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることをいいます。

◆医療機関と同時にかかることはできません◆

同一の傷病（医学的に同一と考えられる疾病も含む）にて同時期に「医療機関」での治療と「はり、きゅう師」の施術を重複並行的に受けた場合、医師による適当な治療手段がない状態とは言えませんので、「はり、きゅう施術」で健康保険を使うことはできません。（原則として全額自己負担となります。）「あん摩・マッサージ・指圧」についてはこの限りではありませんが、治療が長期に渡る場合は、定期的に医師の診断を受けてください。

健保組合より施術内容について、照会をさせていただく場合もありますので、ご協力をお願いします。また、必要に応じて施術の同意をされた医師へ照会をさせていただく場合もございます。

【問い合わせ先】 ユニグループ健康保険組合 給付担当：祖父江・久留宮（TEL：0587-24-8271）